

公 告 第 D036-2 号
令 和 7 年 9 月 18 日

入 札 変 更 公 告

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部
業務科長 加藤 江利菜

公告第D036号（7.9.12）件名「伊丹（7）浄水施設機械設備保守点検」に係る
仕様書の一部を下記のとおり変更するので、関係事項を承知のうえ参加されたい。

変更箇所

仕様書 図番 1 / 5 4 役務概要 ②凝集沈殿設備攪拌機点検整備 点検箇所欄から「温度測定」を削除
仕様書 図番 1 / 5 4 役務概要 ③汚泥掻寄機点検整備 点検箇所欄から「温度測定」を削除

入札に関する事項の問い合わせ先

〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 陸上自衛隊 伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部 業務科契約班 田中
TEL 072-782-0001(内線 3440)
FAX 072-782-0035

仕 様 書

- 1 件 名：伊丹（7）浄水施設機械設備保守点検
 2 場 所：兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（陸上自衛隊伊丹駐屯地）
 3 納 期：令和8年3月31日（火）
 4 役務概要

| 番号 | 対象機器名 | 点検箇所 | 製造会社 |
|----|--------------------------|--|--------------------------------|
| ① | PAC注入ポンプ (2台) 分解整備 | 型番：VL-200P-F-1-4 2台 分解整備、部品取替（取替部品表 参照） メーカー技術員派遣、試運転調整 | 共立機工 |
| ② | 凝集沈殿設備攪拌機 点検整備 | フラッシュミキサー点検整備 外観目視点検、駆動部グリス充填、運転状態確認 (振動・騒音・電流測定) | 水道機工 (株) |
| | | フロキュレータ点検整備 外観目視点検、駆動部グリス充填、運転状態確認 (振動・騒音・電流測定) 【水中部分の機器状況確認】 ※オイル注油口キャップ（パッキン含む）、ドリフト用シール 材交換 | 水道機工 (株) |
| ③ | 汚泥掻寄機 点検整備 | (1) No.1・2 汚泥掻寄機駆動装置点検整備 外観目視点検、駆動部グリス充填、運転状態確認 (振動・騒音・電流測定) チェーン張り調整 ガイドレールサポート用シュー消耗確認 (2) No.1・2 汚泥掻寄機水中部点検整備 目視点検、駆動・主務チェーン、駆動・主務スプロ ケットホイール、緊急装置スプロケットホイール、 出力軸スプロケットフライト、チェーン張り調整 (3) No.1・2 汚泥掻寄機水中部清掃作業 | 住友重機 械工業(株) 晃成機 設 |
| ④ | 投込式液面計 点検整備 | 型番：JTL220-10T-B00M00W10-A60 (1)投込式液面計点検整備 設定データ収集・模擬入出力点検・指示確認、外観 目視点検・材料取替作業 (2)試運転調整 | アズビル (株) |

5 一般事項

- (1) 本作業については、図面・本仕様書及び国土交通省「建築保全業務共通仕様書」に基づき実施する。
- (2) 仕様書・図面等に示された機能及び目的を完全に満足すること。実施に際し仕様書及び図面に疑義を生じた場合はすべて監督官と協議し、仕様書等に記載なき事項でも技術上必要なものは請負者の責任において施工する。
- (3) 現場管理・安全管理
 ア 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し汚染・損傷等を与えた場合は速やかに監督官に通報し、損害の事項に対して現状復旧する。
 イ 作業場所の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
 ウ 作業場所は、常に整理整頓に心がけ、清掃等を実施するものとする。
 エ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施する。
- (4) 作業中において異常を発見した場合は速やかに原因を究明し状況を監督官に報告し、その指示に従うこと。

6 特記事項

- (1) 仕様書に示す部品取替・試運転調整等の作業はメーカー及びメーカー代理店が行うこととする。基準値や実測値から機器の摩耗・劣化を判断し、点検結果をメーカーもしくはメーカー代理店が作成した報告書で明確に記載すること。また、修理見積書の作成を行うものとし、代理店による場合は代理店証明書を提出するものとする。
- (2) 据付機器・材料の材質は水道法等の法律・規則類のほか、公益社団法人日本水道協会等が定める品質基準に適合するものを使用し、浄水場の運用状態を考慮して選定をすること。
- (3) 機器の保守作業は、断水を伴わない方法で計画・実施すること。
- (4) 本作業は、仕様書に示された対象機器の劣化状況等を把握するものとし、仕様書に明記のない場合でも必要と認められるものは監督官に報告すること。

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 件 名 | 伊丹（7）浄水施設機械設備保守点検 | 図番 |
| 種 別 | 仕様書 | 1/5 |

(5) 提出書類

- ア 工程表・・・・・・・・・・・・・・ (契約後速やかに)
- イ 着手届・・・・・・・・・・・・・・ (着手前)
- ウ 完了届・・・・・・・・・・・・・・ (作業完了後速やかに)
- エ 作業写真・・・・・・・・・・・・・・ (作業完了後速やかに)
- オ 報告書・・・・・・・・・・・・・・ (作業完了後速やかに)

その他監督官が指示する書類

(6) 検査等

作業終了後、検査官検査官立会の上検査を受け、合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は手直し後再検査を受け、合格をもって完了とする。

| | | |
|----|-------------------|-------|
| 件名 | 伊丹（7）浄水施設機械設備保守点検 | 図番 |
| 種別 | 仕様書 | 2 / 5 |